

(提言)「学協会に係る法人制度—運用の見直し、改善等について」

1 現状及び問題点

- ・学協会は、研究者相互の研鑽、研究成果の発表、人材育成、国内外の学協会との連絡・交流の場として、大学等の研究・教育機関とともに、我が国のイノベーションを支える研究活動の基盤である。
- ・近年の日本の科学・技術の低迷傾向の背景には、研究・教育機関のみならず、学協会の弱体化があり、その要因の一つとして、学協会活動に対する現行法人制度の過剰な規制と煩雑な手続きがある。我が国科学・技術の発展と国際的地位向上には、学協会の活性化と機能強化が必須であり、学術分野の法人制度の見直しが求められている。

2 提言等の内容

(1) 公益法人認定法の財務基準の見直し

① 「収支相償基準」の弾力的な運用

収支相償基準は、公益目的事業においてその実施費用を超える収入を得てはならないという基準である。年度の剰余金を今後の収益不足等に備えて確保することにも大きな制約がある。公益目的事業を細分化（公1、公2、公3等）した場合、公1の剰余金を公益目的事業全体において使用することができない。例えば公1の黒字を公2の赤字で相殺できない。この基準は学協会の法人運営の安定性、継続性を確保する上で支障をきたしている。

このため、「発生した剰余金の複数年度解消を容易にするための要件緩和」、「細分化された公益目的事業の剰余金は、当該法人の公益目的事業全体として使用できること」「複数の公益目的事業を1つに統合する場合には変更の届け出で済ませられること」を提言する。

② 「遊休財産の保有制限」の緩和

公益法人の各事業年度の末日における遊休財産が、当該年度の公益目的事業実施費用額を超えてはならないという制限がある。財政規模が小さく、基本財産以外に余裕資金のない学協会にとって、資金の必要な留保ができず、毎年度の経常運営、さらに、経営改善に向けた取り組みの障害となっている。このため「学協会の安定した財務運営を確保するため、公益目的事業費相当額の3年分保有を認めること」を提言する。

③ 「公益目的事業比率」規制の見直し

公益法人の毎事業年度の公益目的事業費率が50%以上となることを求める規制がある。公益目的事業費には実施費用（直接費）だけが認められ、この事業に関わる管理費用（間接費）等は対象外となっている。これは必要以上に厳しい基準と考える。

このため、「公益目的事業費を、実施費用と管理費用等を合わせた額、つまり公益目的

事業に充てられた費用の総額とすること」を提言する。

(2) 学協会連携組織体の会計に係る制度整備

①学協会連携組織体の会計に関するガイドラインの新設

連携組織体の事業及び活動資金を当該幹事学協会の公益目的事業及び同資金として位置付けるとともに、事業運営の継続性を確保するため、剰余金が発生した場合には、同事業費3年分以内を限度として次年度以降への繰越しを可能とすることとし、同運用方針を明示する会計関係ガイドラインの新設を提言する。

②国際会議開催のための連携準備金制度の新設

国際会議開催の準備を進める関係学協会が連携組織体を設置し、会議開催資金の積み立てを行うことのできる連携準備金制度の新設を提言する。

(3) 現行制度の見直し、改善等に関する意見交換会の定期的開催

法人制度に関しては、この提言の他にも改善を要する点があると思われるため、公益認定等委員会と学協会連携分科会との意見交換会を定期的を開催することを提言する。